

青森県信用保証協会理事及び 監事の退職手当に関する規則

第 1 条 青森県信用保証協会の理事及び監事(以下「役員」という。)が退職又は死亡したときは、この規則の定めるところにより退職手当を支給する。

第 2 条 常勤役員の退職手当の額は退職又は死亡した日における給料月額に常勤役員として在職した月数を乗じて得た額に次表の区分に応ずる割合を乗じて得た額とする。

区 分	割 合
会 長	100 分の 35
専務理事	100 分の 30
常務理事	100 分の 25
常勤理事	100 分の 25
常勤監事	100 分の 25

2 前項の退職手当の額の基礎となる在職月数の計算は常勤役員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までとする。ただし、月の中途において常勤役員となり、また退職したときは、その月における在職日数が 15 日未満の場合はその月の在職月数として計算しない。

第 3 条 在職中特に功労があった役員には理事会の決議を経て別に功労金を支給することができる。

附 則 (昭和 57 年 3 月理事会第 20 回定例会議決)

この規則は昭和 57 年 3 月 3 日から施行し、昭和 56 年 8 月 8 日から適用する。

2 昭和 56 年 8 月 8 日現在在職している役員の在職期間の起算日は、昭和 53 年 8 月 8 日以降の就任日とする。

附 則 (平成 25 年 3 月理事会第 82 回定例会議決)

この規則は平成 25 年 3 月 22 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 25 年 3 月 22 日現在在職している非常勤役員が退職した時は、改正前の規則に基づき、平成 25 年 3 月 31 日現在で確定した退職手当の額を支給する。